

介護予防・日常生活支援総合事業
事業所向けアンケート調査の報告書

平成29年3月
座間市健康部介護保険課

目次

第一章 アンケート調査の概要	4
第二章 介護予防訪問介護まとめ	
Q3: サービス種類	5
Q4: 総合事業開始後の所感	5
Q5: 介護度別利用者数	5
Q6: 身体介護が含まれている利用者	6
Q7: 1回あたりの平均訪問時間(サービス提供時間)	7
Q8: サービスごとの人数	8. 9. 10
Q9: 訪問介護員の人数	10. 11
Q10: 新規採用者数、離職者数	12. 13
Q11, Q12: 職員等の時給	14
Q13: 専門的はサービスが必要なケース(例示ケース)	15
Q14: 専門的はサービスが必要なケース(例示ケース以外)	15
Q15: 平成29年度提供予定サービス種類	16
Q16: 基準を緩和した訪問型サービスの想定	16
Q17-1: 基準を緩和した訪問型サービスが想定できる理由	17
Q17-2: 基準を緩和した訪問型サービスが想定でない理由	17. 18
Q18: 資格を持たない人材の年齢	19
Q19: 資格を持たない人材の時給	19
Q20: 資格を持たない人材の業務内容	20
Q21: 訪問介護員の不足	20
Q22: 担い手の拡大	21
Q23: 留意すべき事項、緩和してほしい要件、介護報酬等	21. 22
第三章 介護予防通所介護まとめ	
Q3: サービス種類	23
Q4: 総合事業に対する所感	23
Q5: 利用者定員数	24
Q6: 介護度別利用者数	24
Q7: 週あたりの利用回数と利用者数	25
Q8: 1回あたりの利用時間と利用者数	25
Q9~12: 職員等の時給	25. 26. 27
Q13: 平成 29 年度提供予定サービス種類	27
Q14: 平成 30 年度以降提供予定、または関心があるサービス種類	27

Q15: 通所型サービス A を想定した場合の緩和したい基準、介護報酬の構造等、意見	28
Q16: 通所型サービス C(短期集中)への意向	29
Q17: 通所型サービス C(短期集中)の運営、内容への意見	29
Q18: 緩和しても良い基準、介護報酬の構造	30
第四章 介護老人福祉施設、介護老人保健施設 まとめ	
Q3: 専門職等の人数	31
Q4: 通所型サービスC(短期集中)への意向	31
Q5: 想定できる事業所からの具体的な要望等	32

アンケート調査票

1. 介護予防訪問介護事業所向け
2. 介護予防通所介護事業所向け
3. 介護老人福祉施設、介護老人保健施設向け

第一章 アンケート調査の概要

調査の目的

座間市は平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という）」を開始します。

総合事業開始時点では、現在の介護予防サービスのうち「介護予防通所介護」「介護予防訪問介護」を、総合事業の介護予防・生活支援サービス事業の「訪問型サービス（現行相当）」「通所型サービス（現行相当）」に移行して実施します。また、従来、要介護・要支援認定を受けていない高齢者に対して市が行っていた介護予防教室等の事業は、総合事業の「一般介護予防事業」として実施します。

平成29年4月以降、介護予防・生活支援サービス事業の「多様なサービス」「その他の生活支援サービス」について、準備が整い次第順次開始する予定です。

このアンケートは、総合事業の開始に先立ち、各事業所の現状や総合事業についての考え方をお伺いし、今後の事業実施の参考とさせていただくものです。

調査の対象

・平成28年11月1日時点で座間市内に所在する介護保険事業所（みなし指定の辞退を表明した事業所を除く）

・平成28年4月から9月までの期間に座間市の介護保険被保険者に対する介護予防サービスを提供した実績がある座間市外の介護保険事業所

介護予防訪問介護事業所 市内 28 市外 41 合計 69

介護予防通所介護事業所 市内 35 市外 38 合計 73

介護老人福祉施設・保健施設 市内 8

調査日 平成28年11月21日から12月13日まで

配布方法 総合事業説明会案内に同封し郵送

提出方法 返信用封筒による郵送または FAX 等

回収件数 介護予防訪問介護事業所 市内 21 市外 15 合計 36 (52.2%)

介護予防通所介護事業所 市内 30 市外 20 合計 50 (68.5%)

介護老人福祉施設・保健施設 市内 5 (62.5%)

まとめの見方

集計にあたっては、「おおむね」の数での回答や欄外にコメントで回答するもの、未記入等、集計がむずかしい設問もありましたが、記載されているまま修正を加えずまとめました。

* 割合を出しているものは、四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。

* グラフ化しているものは市内・市外事業所合計のものです。

第二章 介護予防訪問介護 まとめ

※特に時期の記載がない質問については、平成28年10月1日現在で回答。

Q3: サービス種類 (件)

	市内 21 事業所	市外 15 事業所	合計 36 事業所
訪問介護	21	14	35
介護予防訪問介護	21	14	35
総合現行相当	2	9	11
総合訪問型緩和	0	2	2

Q4: 総合事業開始後の所感(自由記述回答)

Q3 で、総合事業を提供していると回答した事業所で、総合事業の開始後の所感や、開始したことで発生した不都合等があれば教えてください。

★市内事業所

・契約書を変更しただけで特に不都合はありませんでしたが、内容等がよく理解できていないようで、心配があります。サービスは今まで通りです。

★市外事業所

・総合事業の届出をしてゆうパックで届いていることが確認できたが受理されておらず、初月の算定に遅れが発生した。

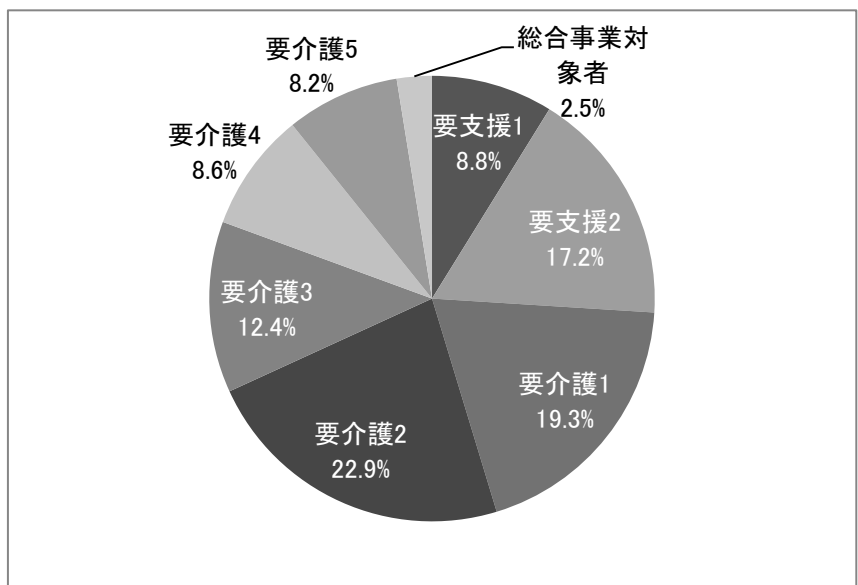
・請求時に少々とまどいがありました。

・現行と変わらず、なので何もありません。

・相模原市は現行移行なので、そのままサービス提供しているが、単位数等変更(下落)になる様だと厳しい状況になると思う。

Q5: 介護度別利用者数 (人)

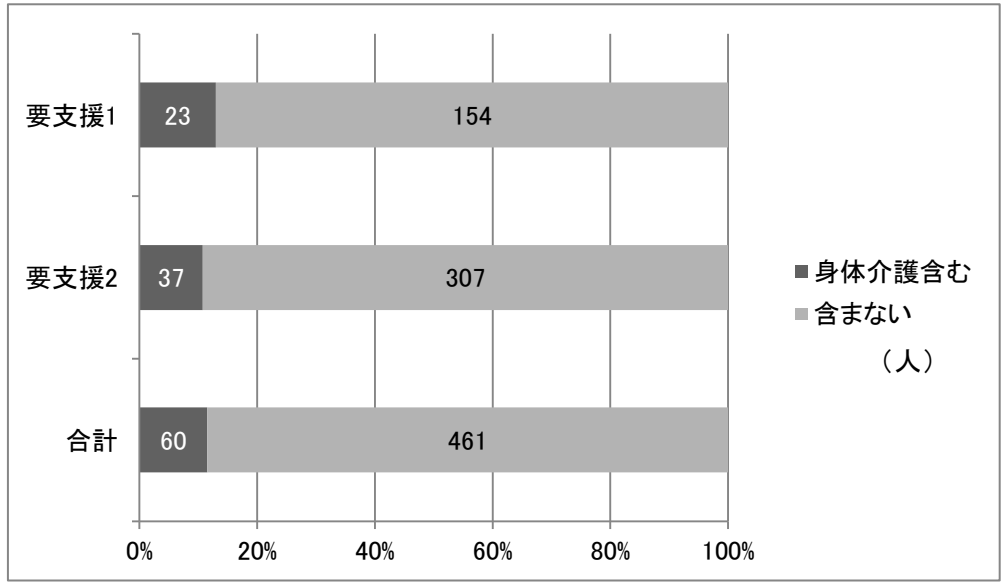
要介護状態区分	市内(21)	市外(15)	合計(36)
要支援 1	97	80	177
要支援 2	196	148	344
要介護 1	220	167	387
要介護 2	244	214	458
要介護 3	131	118	249
要介護 4	96	77	173
要介護 5	98	67	165
総合事業対象者	8	43	51



Q6: 身体介護が含まれている利用者 (人)

Q5 の要支援の利用者のうち、提供するサービスに「身体介護が含まれている利用者」の人数をご記入ください。正確な人数がすぐにわからない場合は、おおむねの人数で結構です。

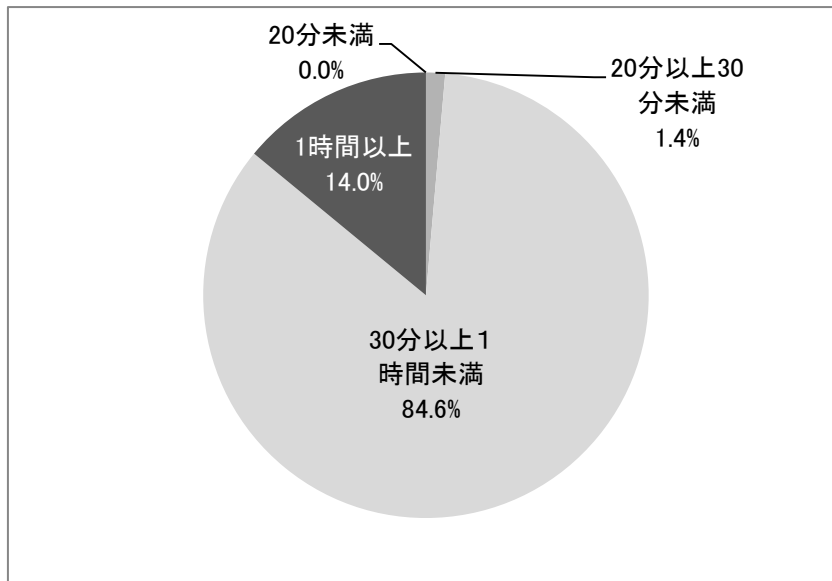
	市内(21)	市内(15)	合計(36)	「含まない」人数	「含まれている」割合
要支援1	14	9	23	154	13.0%
要支援2	12	25	37	307	10.8%
合計	26	34	60	461	11.5%



Q7:1 回あたりの平均訪問時間(サービス提供時間) (人)

要支援の利用者について、1回あたりの平均訪問時間(サービス提供時間)のおおむねの内訳をご記入ください(移動時間を除く)。

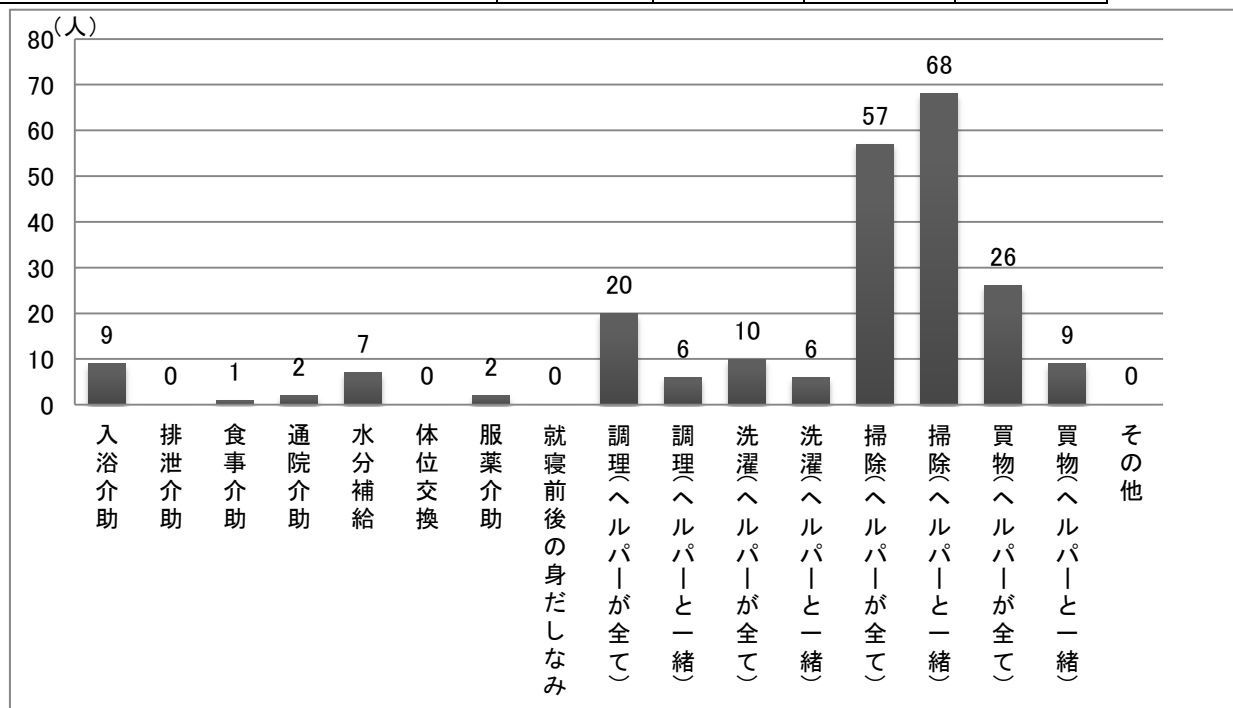
	市内(21)	市内(15)	合計(36)	割合
20分未満	0	0	0	0%
20分以上30分未満	6	1	7	1.4%
30分以上1時間未満	226	202	428	84.6%
1時間以上	54	17	71	14.0%
合計	286	220	506	100%



Q8: サービスごとの人数

要支援1

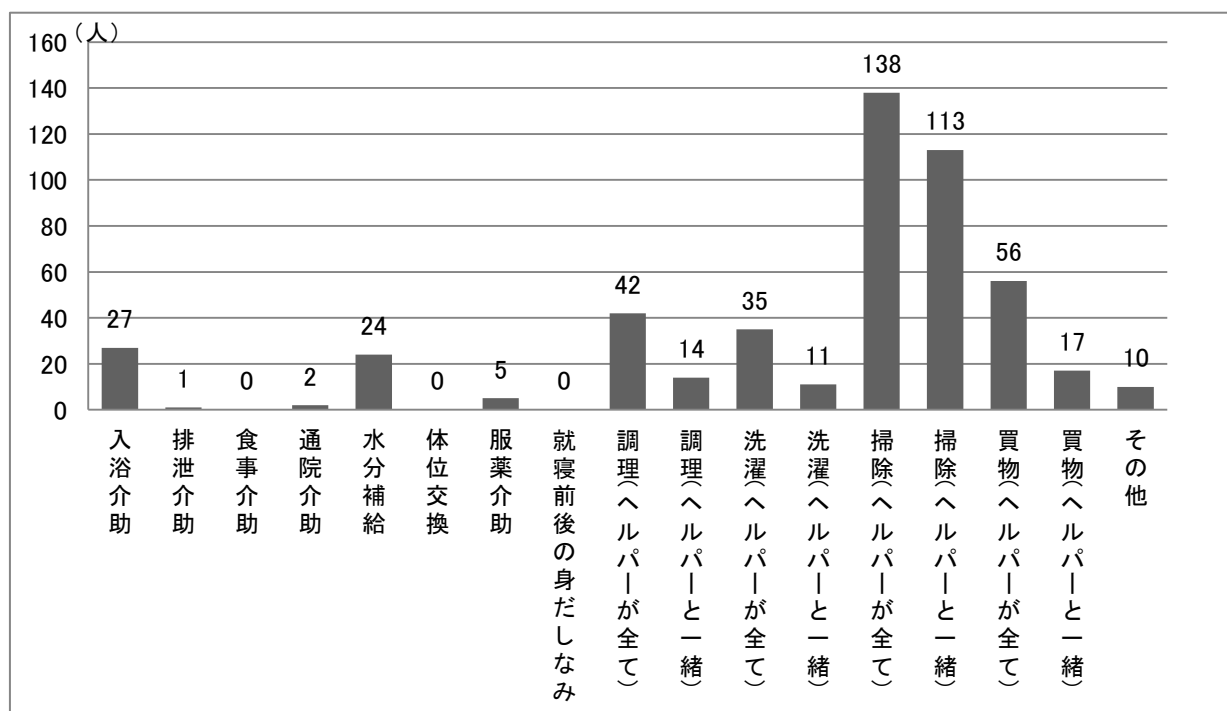
サービス提供内容	市内(21)	市内(15)	合計(36)	割合
入浴介助	3	6	9	4.0%
排泄介助	0	0	0	0.0%
食事介助	0	1	1	0.4%
通院介助	1	1	2	0.9%
水分補給	7	0	7	3.1%
体位交換	0	0	0	0.0%
服薬介助	1	1	2	0.9%
寝るときや起きた後の身だしなみ	0	0	0	0.0%
調理(ヘルパーが全て行う)	9	11	20	9.0%
調理(ヘルパーと本人が一緒に行う)	1	5	6	2.7%
洗濯(ヘルパーが全て行う)	1	9	10	4.5%
洗濯(ヘルパーと本人が一緒に行う)	4	2	6	2.7%
掃除(ヘルパーが全て行う)	37	20	57	25.6%
掃除(ヘルパーと本人が一緒に行う)	32	36	68	30.5%
買物(ヘルパーが全て行う)	15	11	26	11.7%
買物(ヘルパーと本人が一緒に行う)	3	6	9	4.0%
その他	0	0	0	0.0%
合計	114	109	223	100.0%



要支援2

サービス提供内容	市内(21)	市内(15)	合計(36)	割合
入浴介助	15	12	27	5.5%
排泄介助	0	1	1	0.2%
食事介助	0	0	0	0.0%
通院介助	0	2	2	0.4%
水分補給	24	0	24	4.8%
体位交換	0	0	0	0.0%
服薬介助	5	0	5	1.0%
寝るときや起きた後の身だしなみ	0	0	0	0.0%
調理(ヘルパーが全て行う)	18	24	42	8.5%
調理(ヘルパーと本人が一緒に行う)	3	11	14	2.8%
洗濯(ヘルパーが全て行う)	0	35	35	7.1%
洗濯(ヘルパーと本人が一緒に行う)	8	3	11	2.2%
掃除(ヘルパーが全て行う)	82	56	138	27.9%
掃除(ヘルパーと本人が一緒に行う)	62	51	113	22.8%
買物(ヘルパーが全て行う)	31	25	56	11.3%
買物(ヘルパーと本人が一緒に行う)	8	9	17	3.4%
その他	8	2	10	2.0%
合計	264	231	495	99.9%

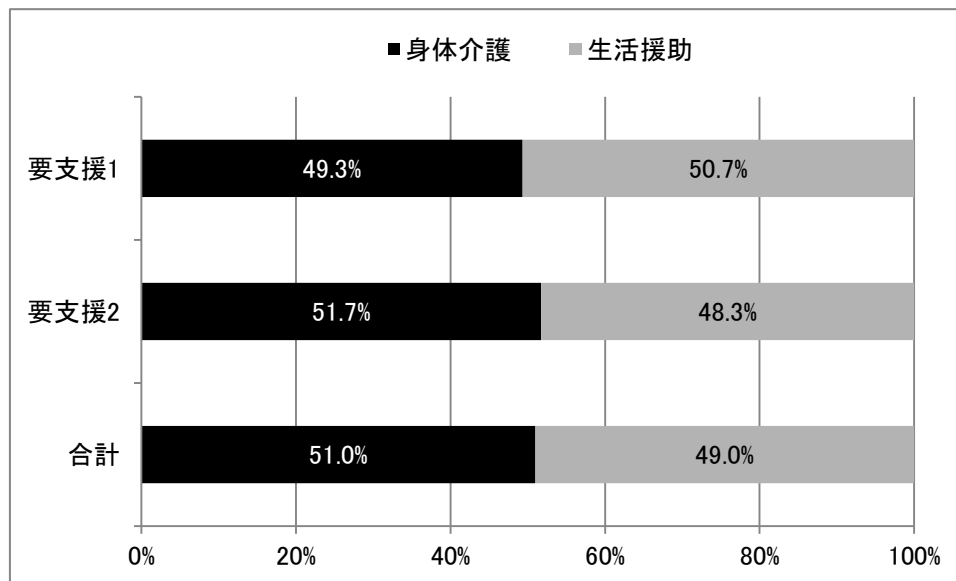
その他: 身体介護を伴わない入浴の準備、片付け、居室の清掃等。足浴+掃除。



要介護状態 区分	身体介護		生活援助		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
要支援1	110	49.3%	113	50.7%	223	100%
要支援2	256	51.7%	239	48.3%	495	100%
計	366	51.0%	352	49.0%	718	100%

※生活援助:ヘルパーが全て行う調理、洗濯、掃除、買物、その他。

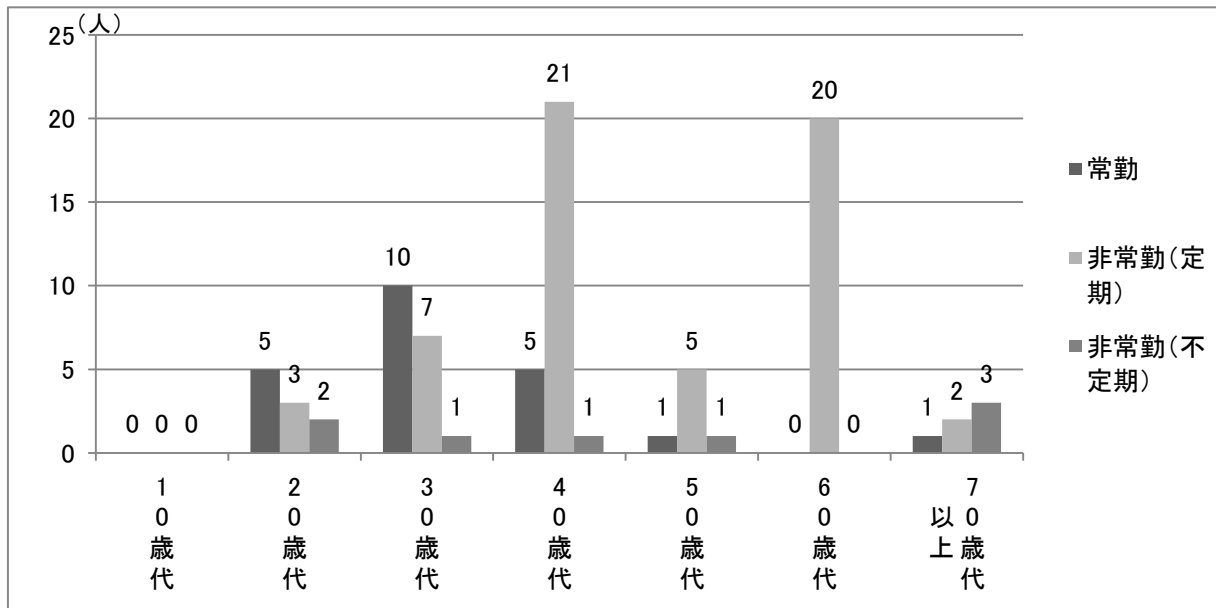
身体介護:生活援助以外の提供サービス



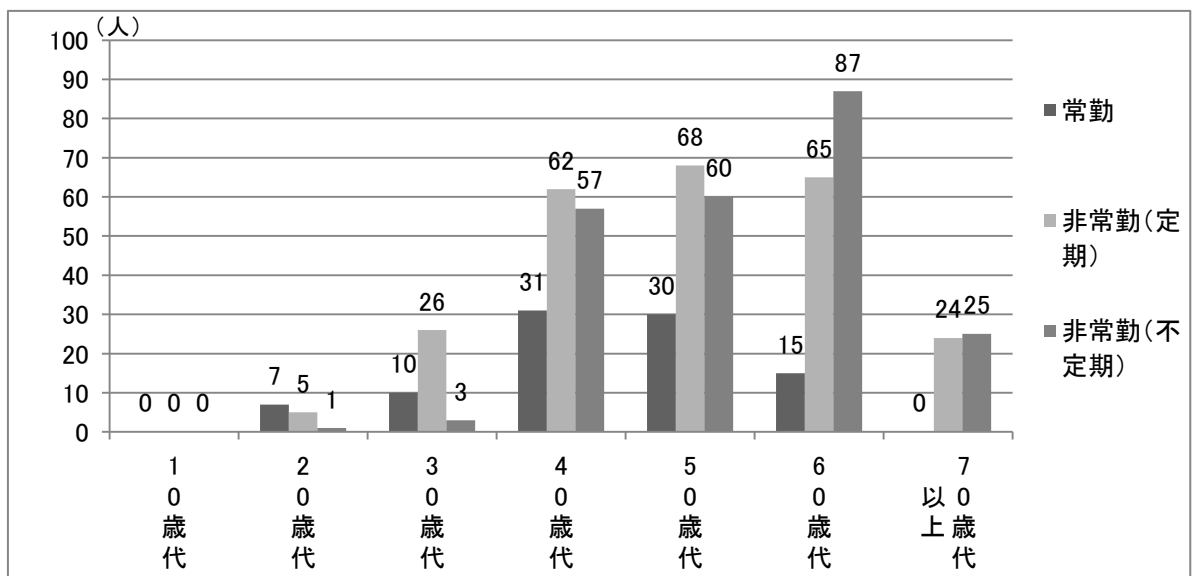
Q9:訪問介護員の人数 (人)

貴事業所に所属する訪問介護員について、次の項目ごとの人数をご記入ください。詳細な人数がすぐにはわからない場合は、おおむねの人数で結構です。

男性	市内(21)			市内(15)			合計(36)		
	常勤	非常勤 (定期)	非常勤 (不定期)	常勤	非常勤 (定期)	非常勤 (不定期)	常勤	非常勤 (定期)	非常勤 (不定期)
10歳代	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20歳代	3	1	2	2	2	0	5	3	2
30歳代	9	4	0	1	3	1	10	7	1
40歳代	3	6	0	2	15	1	5	21	1
50歳代	0	2	0	1	3	1	1	5	1
60歳代	0	4	0	0	16	0	0	20	0
70歳代以上	0	0	3	1	2	0	1	2	3
合計	15	17	5	7	41	3	22	58	8



女性	市内(21)			市内(15)			合計(36)		
	常勤	非常勤(定期)	非常勤(不定期)	常勤	非常勤(定期)	非常勤(不定期)	常勤	非常勤(定期)	非常勤(不定期)
10歳代	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20歳代	4	4	1	3	1	0	7	5	1
30歳代	7	7	3	3	19	0	10	26	3
40歳代	16	30	40	15	32	17	31	62	57
50歳代	15	39	41	15	29	19	30	68	60
60歳代	9	29	64	6	36	23	15	65	87
70歳代以上	0	7	25	0	17	0	0	24	25
合計	51	116	174	42	134	59	93	250	233



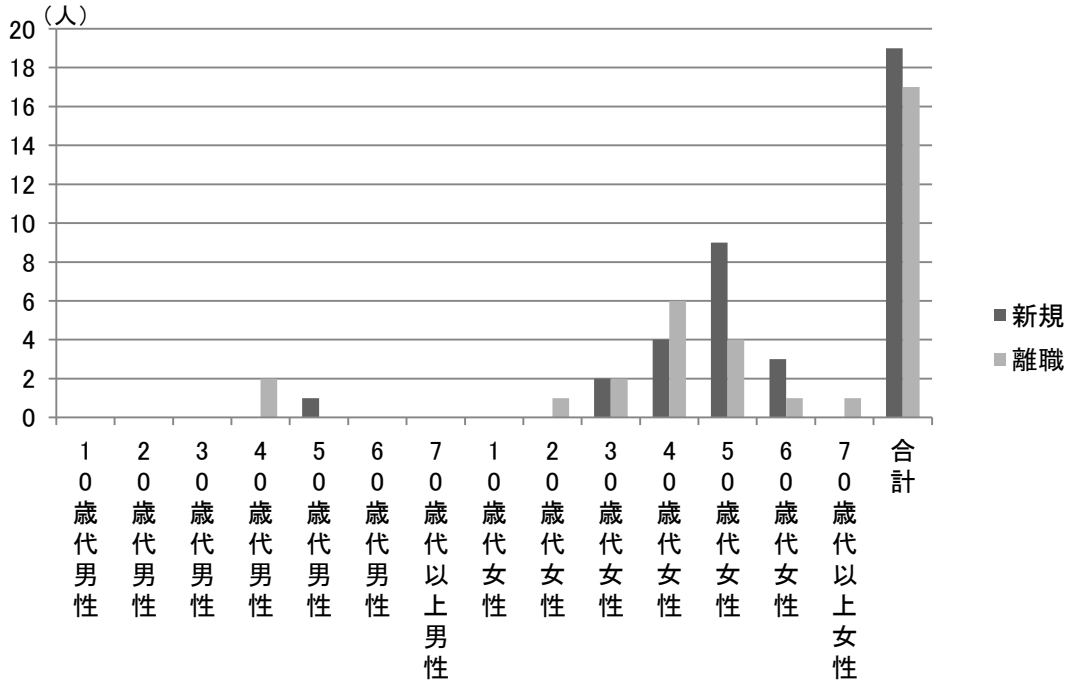
Q10:新規採用者数、離職者数（人）

平成27年度(平成27年4月～平成28年3月)の貴事業所の新規採用者数、および離職者数をご記入ください(年齢層別)。詳細な人数がすぐにわからない場合は、おおむねの人数で結構です。

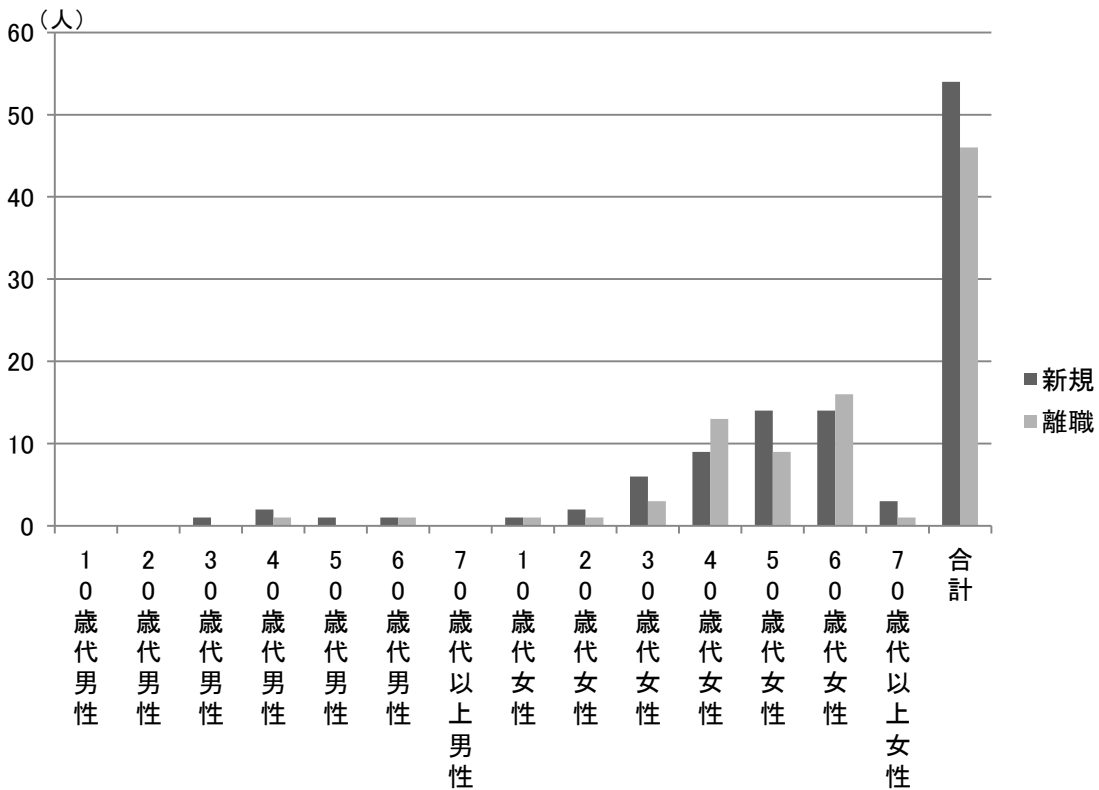
		市内(21)		市内(15)		合計(36)		
		新規採用	離職者	新規	離職	新規	離職	差引
常勤	10歳代男性	0	0	0	0	0	0	0
	20歳代男性	0	0	0	0	0	0	0
	30歳代男性	0	0	0	0	0	0	0
	40歳代男性	0	2	0	0	0	2	-2
	50歳代男性	1	0	0	0	1	0	1
	60歳代男性	0	0	0	0	0	0	0
	70歳代以上男性	0	0	0	0	0	0	0
	10歳代女性	0	0	0	0	0	0	0
	20歳代女性	0	0	0	1	0	1	-1
	30歳代女性	1	2	1	0	2	2	0
	40歳代女性	1	3	3	3	4	6	-2
	50歳代女性	2	2	7	2	9	4	5
	60歳代女性	2	1	1	0	3	1	2
	70歳代以上女性	0	1	0	0	0	1	-1
常勤合計		7	11	12	6	19	17	2
非常勤	10歳代男性	0	0	0	0	0	0	0
	20歳代男性	0	0	0	0	0	0	0
	30歳代男性	1	0	0	0	1	0	1
	40歳代男性	1	1	1	0	2	1	1
	50歳代男性	1	0	0	0	1	0	1
	60歳代男性	1	1	0	0	1	1	0
	70歳代以上男性	0	0	0	0	0	0	0
	10歳代女性	0	0	1	1	1	1	0
	20歳代女性	0	0	2	1	2	1	1
	30歳代女性	5	1	1	2	6	3	3
	40歳代女性	7	8	2	5	9	13	-4
	50歳代女性	9	6	5	3	14	9	5
	60歳代女性	9	12	5	4	14	16	-2
70歳代以上女性	3	1	0	0	3	1	2	

	非常勤合計	37	30	17	16	54	46	8
	総計	44	41	29	22	73	63	10

常勤



非常勤

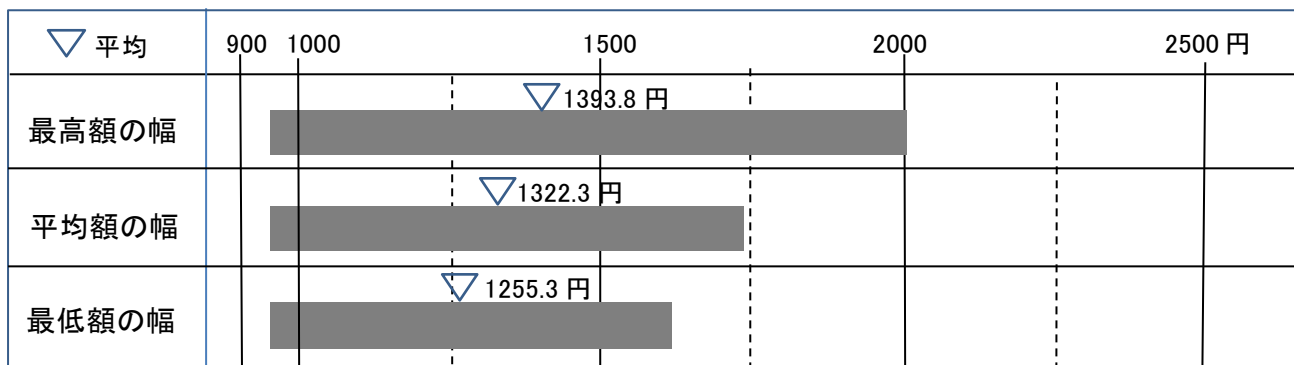


Q11、Q12: 職員等の時給

貴事業所に所属する訪問介護員のうち、パート・アルバイトなど、賃金の支払い形態が時間給で①生活援助のみ提供する職員、②身体介護を含めて提供する職員について、時給(最高・平均・最低)をご記入ください。

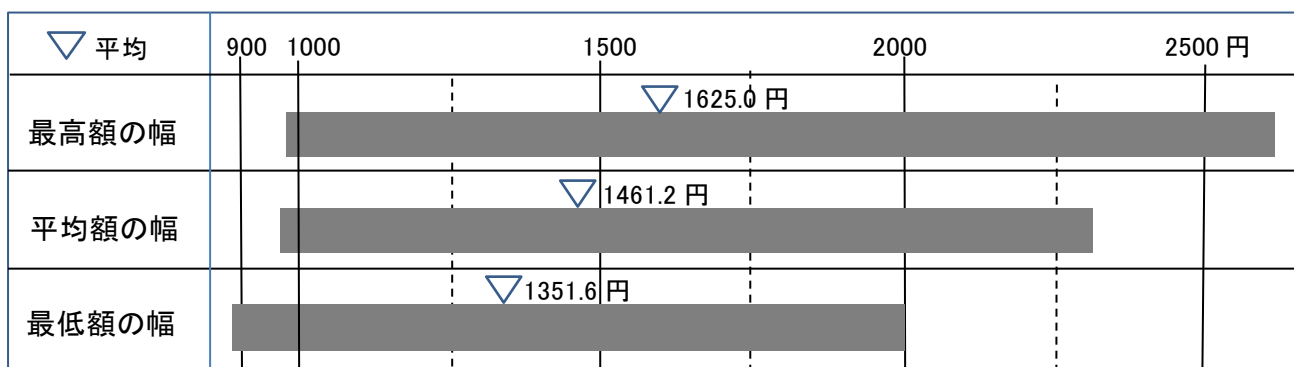
①生活援助	市内(21)	市内(15)	合計(36)	
	平均	平均	平均	回答額の幅
最高額	1375.4	1412.3	1393.8	930~2000
平均額	1264.8	1379.7	1322.3	930~1737
最低額	1185.5	1325.0	1255.3	930~1600

(円)



②身体介護	市内(21)	市内(15)	合計(36)	
	平均	平均	平均	回答額の幅
最高額	1639.7	1610.4	1625.0	970~2600
平均額	1388.5	1533.8	1461.2	960~2300
最低額	1233.9	1469.2	1351.6	890~2000

(円)



Q13: 専門的なサービスが必要なケース(例示ケース)

要支援の利用者のうち、下記の例に該当する「訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められるケース(総合事業ガイドラインに例示されるケース)」は、おおむね何人いらっしゃいますか。

- 例) ①認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者
 ②退院直後で状態が変化しやすく、専門的なサービスが特に必要な者
 ③ゴミ屋敷となっている者や社会と断絶している者などの専門的な支援を必要とする者
 ④心疾患や呼吸器疾患、がんなどの疾患により日常生活の動作時の息切れ等により、日常生活に支障がある者
 ⑤ストーマケアが必要な者

市内(21)	市内(15)	合計(36)
61	33	94

(人)

Q14: 専門的なサービスが必要なケース(例示ケース以外)

Q13 の例に記載されているケース以外の「訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められるケース」について、貴事業所が考える具体的なケースがございましたらご記入ください。

○うつ病などの精神疾患があり、買い物などの日常生活に支障がある場合、コミュニケーションにおける専門的な知識や技術が必要となる。

○視覚障害の方の外出同行(買物、公共料金支払い等)で誘導が必要。

○行っているサービスは2回(週)の買物代行と他の家事支援だが呼吸器疾患に加え、精神的な不安定さ(うつ症状)がある。

○高齢化と独居の組み合わせ事例。

○同居の家族が高齢であったり障がいがある事例。

○認知機能が低下し、家族の介護力が低い場合。

○高齢化と疾患(糖尿病、心疾患)の組み合わせ事例。

○保清や整理ができない。

○脳梗塞後遺症のため、左上腕下肢少々麻痺があり、ふらつきがある等。

○目や耳の不自由な方や日常生活に支障のある人もいる。ガイドラインに記載されているケースばかりではない。

○独居で見守りや家庭環境に問題があるケース(家族が疎遠等)。

○入浴介助。

○腰痛、膝痛等の痛みにより、長時間の立位での作業が困難な場合の生活支援。

Q15:平成 29 年度提供予定サービス種類

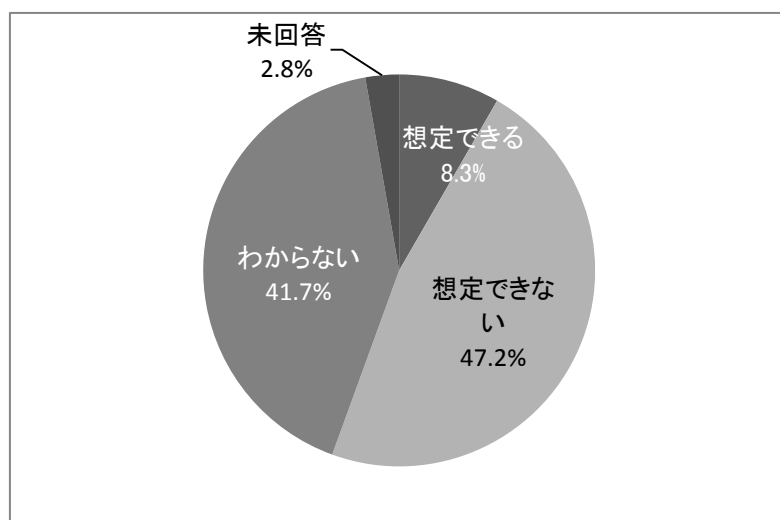
平成29年度に、貴事業所が提供を予定しているサービス種類について、あてはまるものすべてに○印をご記入ください。

	市内(21)	市内(15)	合計(36)
訪問介護	21	14	35
介護予防訪問介護	19	13	32
総合 現行相当	9	10	19
総合 訪問型緩和	2	2	4

Q16:基準を緩和した訪問型サービスの想定

貴事業所では、生活援助のみを提供する「資格を持たない人材」を新たに雇用し、「訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められるケース」以外の利用者に対してサービスを提供すること(以下、訪問型サービス A)を、現実的に想定することができますか。該当する選択肢 1 つに○印をご記入ください。

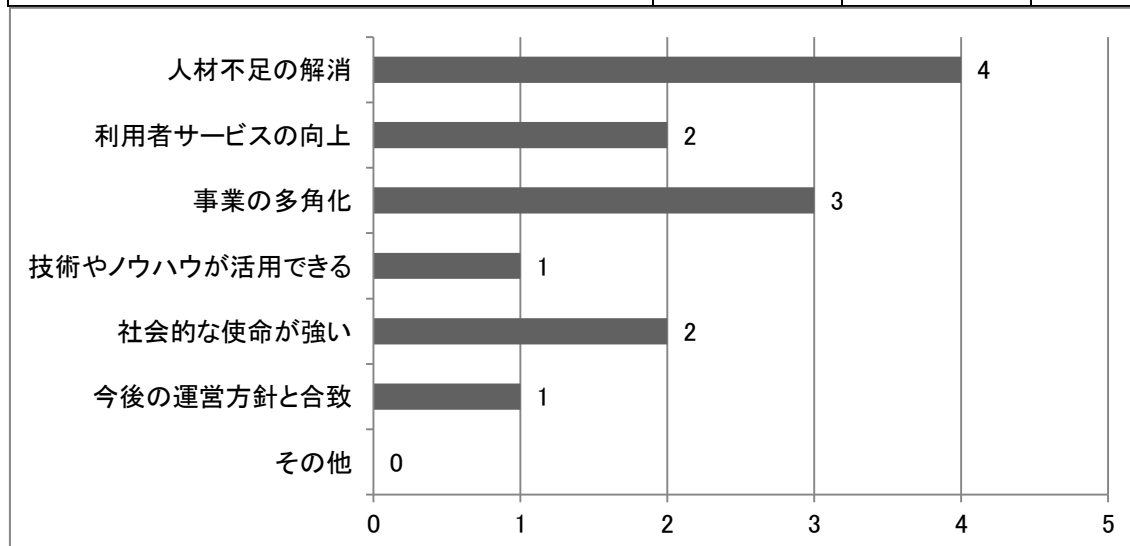
	市内(21)	市内(15)	合計(36)
想定できる	2	1	3
想定できない	9	8	17
わからない	9	6	15
未回答	1	0	1



Q17-1: 基準を緩和した訪問型サービスが想定できる理由

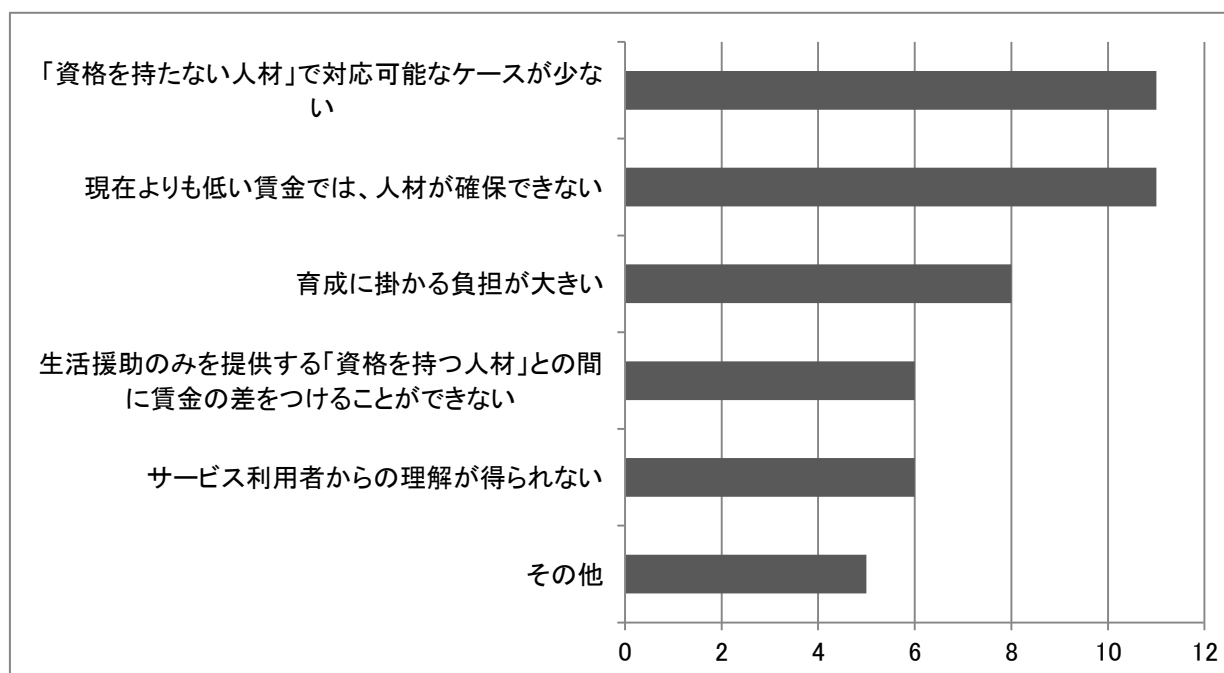
Q16で「想定できる」とお答えの事業所に伺います。訪問型サービスAを現実的に想定できる理由について、あてはまるものすべてに○印をご記入ください。

	市内(21)	市内(15)	合計(36)
人材不足の解消を図ることができるから	3	1	4
利用者サービスの向上のため	1	1	2
事業の多角化のため	2	1	3
事業所の持つ技術やノウハウが活用できるから	1	0	1
社会的な使命が強い分野であるから	2	0	2
法人の今後の運営方針と合致するから	1	0	1
その他(ある場合は○)	0	0	0
合計	10	3	13



Q17-2: 基準を緩和した訪問型サービス(訪問型サービスA)が想定できない理由

	市内(21)	市内(15)	合計(36)
「資格を持たない人材」で対応可能なケースが少ない	6	5	11
現在よりも低い賃金では、人材が確保できない	7	4	11
育成に掛かる負担が大きい	4	4	8
生活援助のみを提供する「資格を持つ人材」との間に賃金の差をつけることができない	3	3	6
サービス利用者からの理解が得られない	3	3	6
その他(ある場合は○)	3	2	5
合計	26	21	47



★その他の自由記述

○訪問介護、介護予防訪問介護事業所が一体的に運営を行うのはそぐわないと判断しているため(専門性、事業の性質、人材確保)。

行うならば別個に行くか、もしくは他業種参入の方が良いと思います。

○サービスのみを提供であれば可能かもしれないが、その他の観察や体調確認の部分の考えると生活援助のみとはいかないことがあるため想定できない。

○利用者の高齢化、認知機能の低下等のため、サービス提供には品質と責任が必要。生活援助でも個人宅へ訪問対応するため、資格、一定の研修を義務づける必要がある。認知症症状の利用者が増加しており、普通の人では対応困難。

○総合事業の家事の内容について、現在の段階について明確でなく、ケアマネのプランに基づいて動くサービスより家事のサービスが幅広く、利用者、事業所、ともにさまざまなトラブルがでてしまうように思う。(不満の例:利用者さん)利用料が上がり、生保の方の支払額(働き手)低賃金でハードな家事も求められてしまう。

○サービス時の体調変化がわからないのでは？

○資格をもつ者との差がつけにくい。また、人材確保に困難が予想される。現状の人員で行うことが困難。

○保険単価の問題。ムダな生活援助になると思う。

○利用者宅での緊急対応等が出来ない。(転倒、発熱、移動)

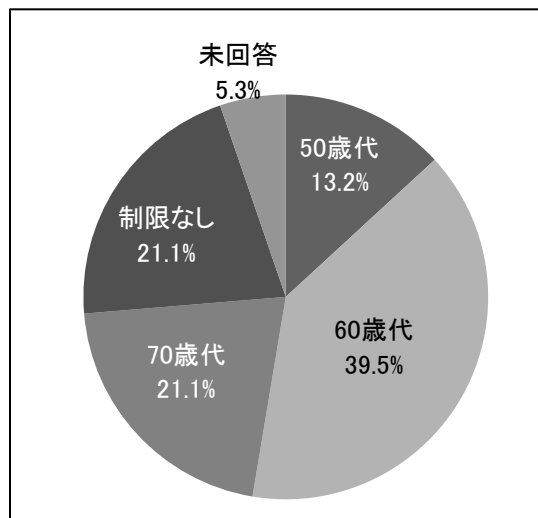
○生活支援で入っていたご利用者様に身体的な支援が必要になった時に、臨機応変な対応ができない。(ヘルパー交代の必要性がでてくる。)

Q18: 資格を持たない人材の年齢

貴事業所が「資格を持たない人材」を雇用することを想定した場合、雇用される方の年齢はどの程度が上限になると思われますか。該当する選択肢 1 つに○印をご記入ください。

	市内(21)	市外(15)	合計(36)
50 歳代	3	2	5
60 歳代	7	8	15
70 歳代	3	5	8
制限なし	6	2	8
未回答	2	0	2

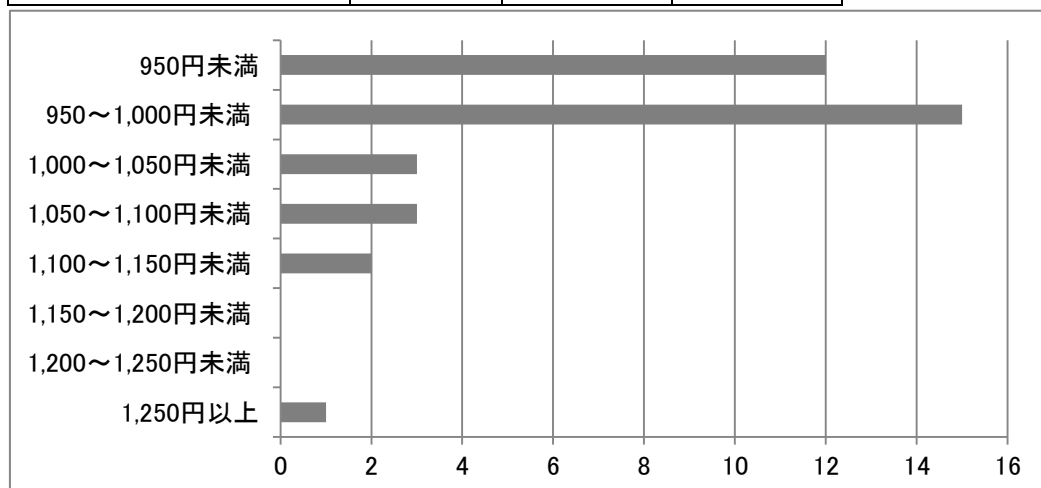
* 複数回答 2



Q19: 資格を持たない人材の時給

貴事業所が「資格を持たない人材」を雇用することを想定した場合、雇用される方の時給はどの程度になるとと思われますか。該当する選択肢 1 つに○印をご記入ください。

	市内(21)	市外(15)	合計(36)
950 円未満	6	6	12
950～1,000 円未満	10	5	15
1,000～1,050 円未満	2	1	3
1,050～1,100 円未満	2	1	3
1,100～1,150 円未満	1	1	2
1,150～1,200 円未満	0	0	0
1,200～1,250 円未満	0	0	0
1,250 円以上	0	1	1



Q20: 資格を持たない人材の業務内容

貴事業所が「資格を持たない人材」を雇用することを想定した場合、業務内容はどのようなものになると思われますか。あてはまるものすべてに○印をご記入ください。

	市内(21)	市内(15)	合計(36)
調理	17	8	25
洗濯	16	13	29
掃除	17	12	29
買物	16	10	26
その他（具体的にご記入ください）	2	1	3

★その他の自由記述

○生活援助全般。ただし、観察や状況報告といった部分には従前の専門性は期待できないため、単純に生活支援行為のみにとどまるものと思われる。

○草取り、窓拭き、カーテン洗い、ゴミ出し。

○デイサービス等の施設利用型と違い、個人宅訪問型については資格(勉強してきた)を持っている方が多い。

○身体介護以外のサービス。

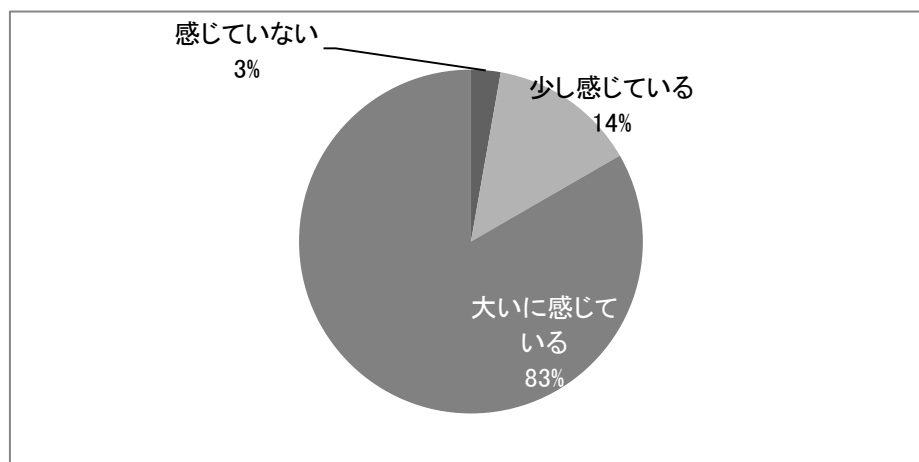
○上記(調理、洗濯、掃除、買物)のみなら OK だと思うが、変化などあった場合が不安。

○住宅内(館内)清掃、誘導、ナースコール対応。

Q21: 訪問介護員の不足

貴事業所において、訪問介護員不足を感じていますか。該当する選択肢 1 つに○印をご記入ください。

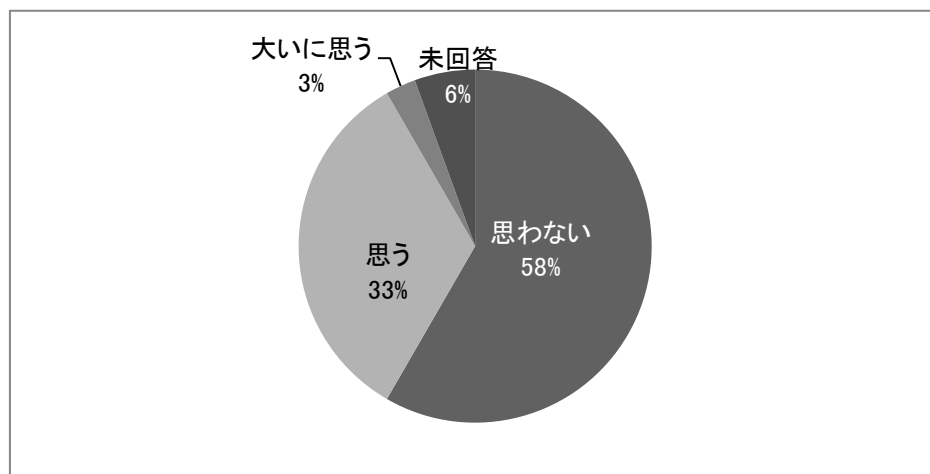
	市内(21)	市外(15)	合計(36)
感じていない	0	1	1
少し感じている	3	2	5
大いに感じている	18	12	30



Q22: 担い手の拡大

Q21 で「少し感じている」、「大いに感じている」とお答えの事業所に伺います。訪問型サービス A は事業の担い手の拡大につながると感じますか。該当する選択肢 1 つに、○印をご記入ください。

	市内(21)	市外(15)	合計(36)
思わない	10	11	21
思う	9	3	12
大いに思う	1	0	1
未回答	1	1	2



Q23: 留意すべき事項、緩和してほしい要件、介護報酬等

本市において、訪問型サービス A を導入し、貴事業所が参入することを想定した場合、参入に向けて留意すべき事項、緩和してほしい要件、介護報酬等について、自由にお書きください。

- 最低限の移動時間分も含めた賃金を支払うことができるような介護報酬が必要だと思います。
- 書類の簡素化(現在いるヘルパーが行うケースもあると思うと時給だけ下がるのはおかしい)。
- (当事業所では訪問型サービス A の導入は検討しない予定ですが)事業運営主体が法人でなくても最低限の人材要件、労災、損害賠償対応が負える環境があれば、自由に参入させても良いと考えます。その点で市のボランティア保険等の活用、適用拡大をご検討いただきたい。
- 事務手続き、必要書類の簡素化、必要書類の様式の簡易化。提供できるサービス内容の範囲の明確化。
- 介護職員の処遇改善加算 I を継続していかないと、時給維持できない状態だが、書類作成や実施すべき項目が多く、毎年変更点もあり、時間と労力がかかっている。単価自体をあげていただけるとよい。利用者側が利用するにあたり、サービスの違いを理解できるよう留意しないとならないと感じています。
- サービスの必要性の有無にかかわる線引きをわかりやすくはっきりしていただきたいと思います。
- 介護報酬については検討してほしい。
- 事故について留意する必要があると思う(身体介護が行えないことから)。

- 生活援助についての線引きを行ってほしい(本人、家族にもよるが全てを補うことができない)。
- 一定の研修を義務づけ、市主催で研修会を行うこと。
- 報酬は今でも低いので下げない方がよい(運営不可になる)。
- 今のところは想定できません。
- 現時点ではわからない。
- 有資格者が必ずしも訪問介護員としての自覚があるわけでもなく、人格的にも劣る方が多いと感じた。何よりも人間の質、常識的な感覚の持ち主が必要である。資格がなくても事業者が認めた人員を雇用していくのが介護の質が向上していくことにつながると思う。
- 資格を持たない人が 950 円～1000 円だとしたら、資格がある人にはそれ以上にしなくてはならない。介護職員の介護報酬が上がらないと！！
- 資格を持たない人材の研修方法。具体的な介護報酬等。
- 介護報酬について、有資格者とそうでないものの時給について、差をつけやすいものであってほしい。
- 掃除や洗濯をたとえにしても、日ごろとの違いが分かるのは専門職として訓練されているからだと思う。調理にしても透析患者や嚥下に障がいがある利用者に対して専門的知識は必要になると思う。
- 制度を使うため＝税金のサービスであることの啓蒙をしてほしい。
- 介護報酬を含め現行での移行を願います。
- 訪問型サービス A の導入、想定できない。

第三章 介護予防通所介護のまとめ

※特に時期の記載がない質問については、平成28年10月1日現在で回答。

Q3: サービス種類

貴事業所が提供しているサービスの種類について、あてはまるものすべてに○印をご記入ください。

サービスの種類	市内 30 事業所	市外 20 事業所	合計 50 事業所
通所介護	13	11	24
地域密着型通所介護	17	10	27
介護予防通所介護	27	18	45
総合事業	3	15	18

Q4: 総合事業に対する所感

Q3 で、総合事業を提供していると回答した事業所で、総合事業の開始後の所感や、開始したことで発生した不都合等があれば教えてください。

★市内 3 事業所で総合事業を提供していると回答したが、記述した事業所はなかった。

★先行開始している他市の事業所からの回答

○予防と総合事業の違いが移行直後ははっきりしておらず、請求コード違いで返戻になってしまうことが多々あった。包括もしばらくは理解できていない様子だった。

○契約書や各種書類の変更業務や利用者との再契約などの事務量の増加。報酬がどのように改訂されるかなどの不安感などがありました。

○相模原市では今年 4 月から総合事業に移行しました。それに伴い計画書や契約書、運営規定などの表題などの変更で少し手間がかかりました。

○利用者への説明が難しい(制度変更の)。

○他市の総合事業の説明会がなかったこと。4 月から開始にも関わらず、5 月に指定を取るようになった。

○現行相当だったので、大きな不都合はないが、事務処理の対応が負担になります。ケアプランをもとに総合事業へ変更になるので、進めていく順番が問題になるのであれば、ケアマネから声がかかるのを待ってればよいのか。

○介護保険証の更新ごとに総合事業へ移行されたため(全員一緒ではないため)請求コードを間違えてしまうことがあった。

○現場レベルでは特に変化はありませんでしたが、レセプトにおいて様々なエラーがあり、請求の部分で苦労しました(知っている人がいない)。

Q5:利用者定員数

	市内(30)	市外(20)	合計(50)
1～10人	15	7	22
11～20人	4	5	9
21～30人	4	4	8
31～40人	5	3	8
41～50人	2	1	3
計	30	20	50

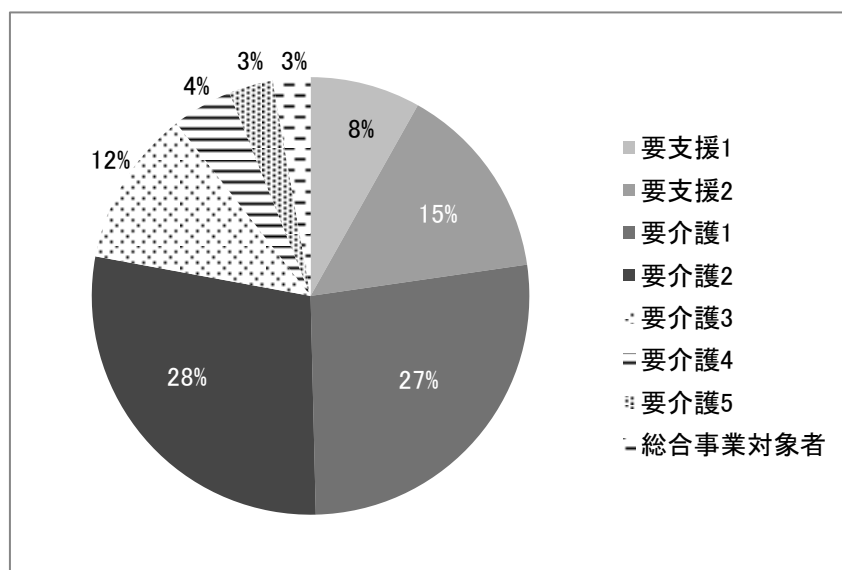
定員数合計(延べ)

市内(30)	市外(20)	合計(50)
479	546	1025

(人)

Q6:介護度別人数 (人)

	市内(30)	市外(20)	合計(50)	割合
要支援1	61	153	214	8%
要支援2	99	283	382	15%
要介護1	306	400	706	27%
要介護2	367	375	742	28%
要介護3	181	123	304	12%
要介護4	71	46	117	4%
要介護5	49	37	86	3%
総合事業対象者	8	65	73	3%
合計	1142	1482	2624	100%



Q7: 週当たりの利用回数と利用者数 (人)

Q5 の要支援の利用者について、週当たりの利用回数と利用者数をご記入ください。正確な人数がすぐにはわからない場合は、おおむねの人数で結構です。

		市内(30)	市外(20)	合計(50)
要支援 1	週1回	60	150	210
	週2回	0	2	2
	週3回以上	0	0	0
要支援 2	週1回	22	60	82
	週2回	77	223	300
	週3回以上	0	1	1

Q8: 1回あたりの利用時間と利用者数

要支援の利用者について、1回あたりの利用時間と利用者数をご記入ください。正確な人数がすぐにはわからない場合は、おおむねの人数で結構です。

		市内(30)	市外(20)	合計(50)
要支援 1	3-5 時間	24	143	167
	5-7 時間	4	1	5
	7-9 時間	33	2	35
要支援 2	3-5 時間	27	229	256
	5-7 時間	9	2	11
	7-9 時間	64	31	95

Q9~12: 職員等の時給

通所介護サービスを提供する職員のうち、パート・アルバイトなど、賃金の支払い形態が時間給の

①生活相談員②看護職員③介護職員④機能訓練指導員について、時給(最高・平均・最低)をご記入ください。

①生活相談員	市内(30)	市外(20)	合計(50)	
	平均	平均	平均	回答額の幅
最高額	1025.0	1127.5	1076.3	850~1300
平均額	1009.6	1072.5	1041.1	850~1200
最低額	994.2	998.0	996.1	850~1200

(円)

▽ 平均	900	1000	1500	2000	2500 円
最高額の幅	▽ 1076.3 円				
平均額の幅	▽ 1041.1 円				
最低額の幅	▽ 996.1 円				

②看護職員	市内(30)	市外(20)	合計(50)	
	平均	平均	平均	回答額の幅
最高額	1606.4	1542.0	1574.2	1000~2000
平均額	1571.6	1544.5	1558.1	1000~1900
最低額	1530.9	1486.7	1508.8	1000~1750

(円)

▽ 平均	900	1000	1500	2000	2500 円
最高額の幅	▽ 1574.2 円				
平均額の幅	▽ 1558.1 円				
最低額の幅	▽ 1508.8 円				

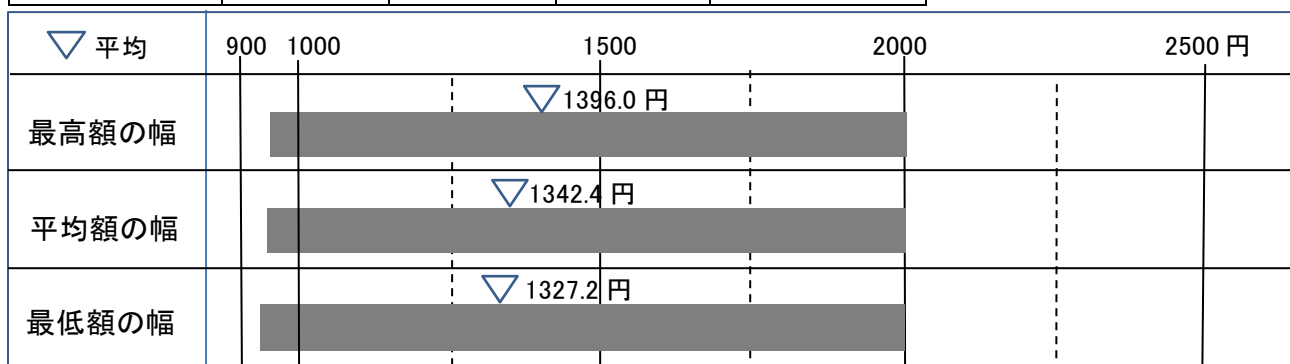
③介護職員	市内(30)	市外(20)	合計(50)	
	平均	平均	平均	回答額の幅
最高額	1004.3	1049.1	1026.7	850~1800
平均額	969.9	1023.1	996.5	850~1700
最低額	941.6	992.2	966.9	850~1600

(円)

▽ 平均	900	1000	1500	2000	2500 円
最高額の幅	▽ 1026.7 円				
平均額の幅	▽ 996.5 円				
最低額の幅	▽ 966.9 円				

④機能訓練 指導員	市内(30)	市外(20)	合計(50)	
	平均	平均	平均	回答額の幅
最高額	1351.2	1440.9	1396.0	950～2000
平均額	1319.8	1365.0	1342.4	940～2000
最低額	1297.7	1356.7	1327.2	930～2000

(円)



総合事業実施に伴う、事業所の意向

Q13:平成 29 年度提供予定サービス種類

平成29年度に提供を予定しているサービス種類について、あてはまるものすべてに○印をご記入ください。

サービス種類	市内(30)	市外(20)	合計(50)
通所介護	13	11	24
地域密着型通所介護	17	9	26
介護予防通所介護	20	16	36
総合事業 現行相当のサービス	13	17	30
総合事業 通所型サービス A	2	2	4
総合事業 通所型サービス C	1	1	2

Q14:平成30年度以降提供予定、または関心があるサービス種類

平成30年度以降に提供を予定しているか、提供に関心があるサービス種類について、あてはまるものすべてに○印をご記入ください。

サービス種類	市内(30)	市外(20)	合計(50)
通所介護	14	9	23
地域密着型通所介護	17	9	26
介護予防通所介護	21	9	30
総合事業 現行相当のサービス	16	15	31
総合事業 通所型サービス A	9	6	15
総合事業 通所型サービス C	4	1	5

Q15: 通所型サービスAを想定した場合の緩和したい基準、介護報酬の構造等、意見

総合事業 通所型サービス A(緩和した基準によるサービス)を提供すると仮定して、事業所内外での検討や調整が必要な事項がありますか？また、現行の基準のうち緩和してもよいと思われるもの、介護報酬の構造等について、具体的なご意見等がありましたら、ご記入ください。

○機能訓練を行っている事業所で入浴や食事の提供をしていない関係上、緩和基準によるサービスはどの程度の意味を示しているのかわからないので、それに対応できるのかもわからない。できれば、通所介護サービスの中のレクリエーションより機能訓練を重視できる形を継続をしたいと思っておりますが、また別の場所での調整は資金の不安もあります。

○場所の確保、人員の確保、最低賃金の保証、送迎減算の廃止、人員基準の緩和(看護師)報酬の検討。

○人員配置とサービス内容のバランス。現行のサービスの継続可否。緩和<看護師、機能訓練指導員(資格者)、生活相談員などの資格要件>。

○通所型サービス A を行う場合、別の事業所の開設が必要なため、物件を探す、新しく人材の募集を行う等の検討が必要。現行の基準から人員基準、建物基準の緩和が行われるとよいと思います。

○近隣利用者に対するサービスは社会福祉法人として積極的に取り組んでいきたいが、体制やハード面も考慮し、具体的な検討を今後進めていきたい。

○看護職員の人員配置。

○送迎は別で設け、加算(選択可)。

○まだよく理解していないので分かりません。

○介護報酬が現行よりも下がるのならやりません。

○一度座間市での出店を検討し、物件を探しましたが、建築基準や防火設備、家賃などにおいて、希望にあう物件が見つけれなかったもので、物件に対する基準緩和。

○通所型サービス A を提供すると仮定して、当事業所では人員などの基準は満たせるため実施することは可能です。どういった内容で行うか事業内での検討は必要(総合事業の理解も含めて)ですし、ケアマネジャーや包括センターへの周知のためのパンフレット作り等が必要かと思われます。

○介護報酬によるが人員基準緩和により、総合事業対象の事業所も検討していく。提供時間の緩和も考える。

○一体型か単独型、送迎付きか送迎なし、または送迎有料等、検討が必要に思われる。

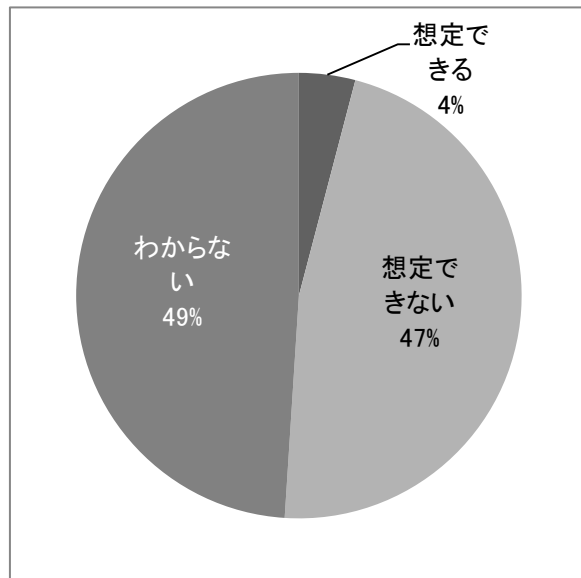
○他市の利用者様との兼ね合い(時間や体制など)座間、海老名、大和の利用者様が混在しています。看護職員や機能訓練指導員の人員基準や作成書類の緩和。報酬に関しては第三者の評価で加算がつけばいいと思います。(改善例を多く出している施設向け)

○検討中。

Q16: 通所型サービスC(短期集中)への意向

貴事業所では、通所型サービスC(短期集中予防サービス)を、現実的に想定することができますか。該当する選択肢1つに○印をご記入ください。

	市内(30)	市外(20)	合計(50)
想定できる	2	0	2
想定できない	14	9	23
わからない	14	10	24



Q17: 通所型サービスC(短期集中)の運営、内容への意見

Q16で「想定できる」とお答えの事業所に伺います。総合事業 通所型サービスC(短期集中予防サービス)を提供すると仮定して、事業所内外での検討や調整が必要な事項や、提供する場合の運営方法(直営・市事業の受託)、教室内容(事業所ごとの内容・市の基準に基づく内容)等について、具体的なご意見やご要望等がありましたら、ご記入ください。

○職員の資格の中でマッサージ師や柔道整復師が除かれていますがその通りでしょうか？機能訓練士として理学(療法士)や作業療法士の確保が難しいです。事業所の広さによってできることややってみたいことがあります。今の事業と一緒に無理なので、他の場所が必要になると思いますが、先立つのは資金の確保で、内容が変わると思います。

○医療機関と機能訓練資格者との連携も必要であり、体制面での構築ができれば可能だと思ふ。

○検討中。

Q18:緩和してもよい基準、介護報酬の構造

「現行の通所介護相当のサービス提供が必要なケース(総合事業ガイドラインに例示されるケース※)」以外の利用者に通所サービスを提供するにあたって、現行の基準の中で緩和しても良いと思われる基準や、介護報酬の構造について、具体的なご意見等がありましたら、ご記入ください。

○機能訓練の成果で介護度が良くなるとケアマネさんのプラン料金も変わるため、紹介が敬遠されてしまうこともありますし、頑張らないでゆっくりネ、と指示を暗示されることもあります。コミュニケーションが大切といい、一年間リハビリをせず、お話相手で終わっている訪問リハもあります。向上しようとする目的に逆行することがまかり通ることを改善してほしいと思います。

○外出や散歩等の緩和。

○研修等、市で行ってほしい。

○傷害保険の市による加入。

○人員配置要件、送迎の基準の緩和(バスストップ制)。

○人員基準、建物基準の緩和が行われるとよいと思います。市が設定する介護報酬がこれ以上下がることのないようにサービスを考え提供する方法。

○人員基準(相談員)。

○機能訓練指導員の人員基準緩和。

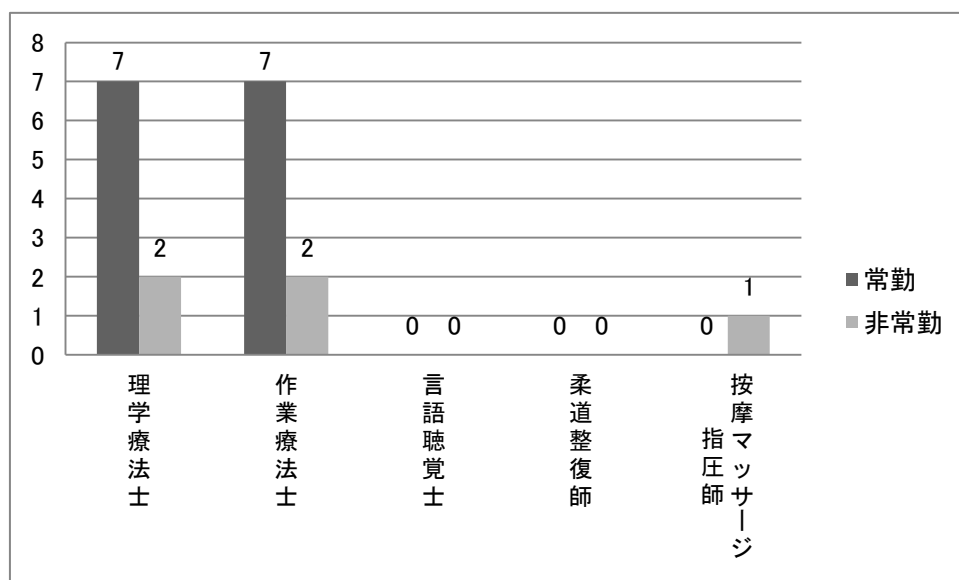
○やはり専門職による生活機能向上のための指導、トレーニングはポイントになると思いますので、基準緩和や報酬の適正化を図り、一人でも多くの方に利用していただけたらと希望します。

第四章 介護老人福祉施設、介護老人保健施設 まとめ

Q3: 専門職等の人数

貴事業所に所属するリハビリテーション専門職等について、人数をご記入ください。詳細な人数がすぐにわからない場合は、おおむねの人数で結構です。

	常勤	非常勤	総数
理学療法士	7	2	9
作業療法士	7	2	9
言語聴覚士	0	0	0
柔道整復師	0	0	0
按摩マッサージ指圧師	0	1	1
合計	14	5	19



Q4: 通所型サービスC(短期集中)への意向

貴事業所では、通所型サービスC(短期集中予防サービス)を、現実的に想定することができますか。該当する選択肢 1 つに○印をご記入ください。

想定できる	0
想定できない	4
わからない	1

Q5: 想定できる事業所からの具体的な要望等

Q4 で「想定できる」とお答えの事業所に伺います。総合事業 通所型 C(短期集中予防サービス)を提供すると仮定して、事業所内外での検討や調整が必要な事項や、提供する場合の運営方法(直営・市事業の受託)、教室内容(事業所毎の内容・市の基準に基づく内容)等について、具体的なご意見やご要望等がありましたら、ご記入ください。

★想定できる事業所がないため記述なし